

福祉用具貸与に係る重要事項説明書

1 サービス提供に係る事業者について

事業者名称	株式会社ハピネス		
代表者（役職・氏名）	代表取締役 山村 成文		
本社所在地 （連絡先・電話番号等）	〒933-0014 富山県高岡市野村1355-9	電話：0766-54-6114	メール：mail@happiness-rental.co.jp
法人設立年月日	平成25年10月2日		

2 利用者に対してサービスを提供する指定事業所について

（1）事業所の所在地等

事業所名称	株式会社ハピネス
介護保険指定事業所番号	1670202298
事業所所在地	〒933-0014 富山県高岡市野村1355-9
連絡先	0766-54-6114
通常の事業の実施地域	高岡市、射水市、氷見市、富山市、砺波市、小矢部市

（2）事業の目的及び運営の方針

事業の目的	適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては、要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って適切な指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）を提供することを目的とします。
運営の方針	利用者が可能な限り居宅で自立した生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況・希望等をふまえ、適切な福祉用具の選定を目的とする援助・調整・取付を行い、本人及び介助者の負担低減を図ります。

（3）事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金・（土）
営業時間	9：00～18：00（土曜は13：00まで）

（4）事業所の職員体制

管理者	瀧澤 香里			
	常勤（人数）		非常勤（人数）	
	専従	兼任	専従	兼任
管理者	1	0		
福祉用具専門相談員	4	1		

（5）福祉用具の取扱い種目

<input checked="" type="checkbox"/> 車いす	※1	<input checked="" type="checkbox"/> 手すり	
<input checked="" type="checkbox"/> 車いす付属品	※1	<input checked="" type="checkbox"/> スロープ	※3
<input checked="" type="checkbox"/> 特殊寝台	※1	<input checked="" type="checkbox"/> 歩行器	※3
<input checked="" type="checkbox"/> 特殊寝台付属品	※1	<input checked="" type="checkbox"/> 歩行補助つえ	※3
<input checked="" type="checkbox"/> 床ずれ防止用具	※1	<input checked="" type="checkbox"/> 認知症老人徘徊感知機器	※1
<input checked="" type="checkbox"/> 体位変換器	※1	<input checked="" type="checkbox"/> 移動用リフト	※1
		<input checked="" type="checkbox"/> 自動排泄処理装置	※2

※1…要支援1～2及び要介護1の方については、原則として給付が認められません。

※2…要介護4以上の方が給付の対象です。

対象外の方であっても一定の条件に当てはまる場合は、例外的に給付が認められる場合があります。

※3…固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖に関しては、福祉用具

貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できる対象種目です。

選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととするとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとします。

3 提供するサービスの内容及び費用等について

(1) 福祉用具貸与計画の作成

利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の内容に沿って、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、モニタリング時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成します。

福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容を利用者説明し、同意を得たうえで、交付します。

(2) 基本料金

サービスを利用した際にお支払いいただく「利用者負担金（介護保険が適用された場合）」は、当事業所のレンタル料金表によるものとし、原則サービスに要した費用の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額となります。なお、サービスの利用開始月及び終了月毎における利用料の取扱いは、次のとおりです。

利用開始又は終了の時期	利用料)
利用開始日が開始月の15日以前の場合	月額レンタル料全額
利用開始日が開始月の16日以降の場合	月額レンタル料の1/2相当額
利用終了日が終了月（解約・入院・入所等）の15日以前の場合	月額レンタル料の1/2相当額
利用終了日が終了月（解約・入院・入所等）の16日以降の場合	月額レンタル料全額
利用開始日と終了日が同月の場合	月額レンタル料全額

※介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額（10割）をご負担いただきます。

(3) その他費用

以下の事由に該当する場合は、別途その費用をご負担いただきます。

交通費	サービス提供地域を越えて、中山間地域等にお住まいのお客様に（介護予防）福祉用具貸与を行う場合は、サービスの開始月に限り、交通費に相当する額として一月500円を加算させていただきます。
搬出入費用	次の場合は搬入・移動にかかった費用を別途お支払いいただく場合がございます。 ①搬入・搬出業務の際、特別な作業や措置が必要な場合 ②契約期間中にお客様の転居等の都合により、レンタル商品の移動を行う場合 ③介護保険サービスを利用されない場合

(4) 請求およびお支払い方法について

支払い方法	支払い要件等
請求方法	レンタル料金、ご利用者様負担額（介護保険を適用する場合）およびその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、3ヶ月毎の合計額により請求いたします。（1月・4月・7月・10月） 請求書は利用明細を添えて、ご利用者様宛に郵送またはメールにより送付いたします。
お支払方法	行われたサービス提供と請求書の内容を照合の上、請求月の月末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 ① ご利用者様指定口座から事業者指定口座への自動振替 ② 事業者指定口座への振込（手数料はご利用者様負担となります） ③ 現金支払い なお、領収書は次回の請求書とあわせて送付いたします。

4 衛生管理等について

(1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に務めます。

なお、福祉用具の保管又は消毒に係る業務については、他の事業者へ委託する場合があります。また、当該委託先事業者の業務の実施状況について、定期的（概ね1年ごと）に確認し、その結果等を記録します。

5 サービスのご契約者の義務

(1) 契約者及び介護者等は、契約者はレンタル商品について定められた使用方法、及び使用上の注意事項を遵守するものとし、定められた使用方法、使用上の注意事項を遵守するものとします。

(2) 契約者及び介護者等は、事業者の承諾を得ることなくレンタル商品の仕様変更・加工・改造・分解・組み立て等を行うことは出来ません。

(3) 契約者及び介護者等は、事業者の承諾を得ることなく、本契約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者へ譲渡したり、又は転貸することはできません。

(4) 利用者の転居・入院・死亡等、レンタル商品の利用状況に変更があった場合には、速やかに事業者へ通知するものとします。

6 事故発生時の対応について

(1) 利用者に対する福祉用具貸与に係るサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 利用者に対する福祉用具貸与に係るサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(3) 事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

7 苦情等の相談窓口について

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	管理者：瀧澤 香里 電話：0766-54-6114
---------	------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	高岡市役所 長寿福祉課	(0766) 20-1373
	射水市役所 福祉保健部 介護保険課	(0766) 51-6627
	氷見市役所 福祉介護課	(0766) 74-8111
	砺波地方介護保険組合	(0763) 34-8333
	国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	(0764) 31-9833
	富山県 福祉サービス運営適正化委員会	(0764) 32-3280

8 虐待の防止のための取組について

(1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：瀧澤 香里
-------------	-----------

(2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的で開催しています。

(3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口へ通報します。

9 身体的拘束等について

事業者は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、身体拘束等による身体的・精神的弊害を理解して、身体拘束等を伴わない介護サービスの提供を目指します。やむを得ず身体拘束等を行う場合の要件や組織体制等を整備し、身体拘束等の適正化を目的とし、以下のとおり対応指針を定めます。

①	利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。
②	身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

10 事業継続計画について

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとします。

11 ハラスメントへの対応

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場内及び訪問先において利用者及び職員に対する以下のハラスメントの防止のために必要な措置を講じます。ここでいうハラスメントとは行為者を限定せず、優越的な地位又は関係を用いたり、拒否、回避が困難な状況下で下記 1～3 のいずれかの行為に該当するものとします。

①	身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合も含む）（パワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメント、他）
②	個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為（パワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメント、他）
③	意に添わない性的な誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）

12 サービスの提供内容に係る記録・保管

- （1） サービスを提供した際はサービスの内容等を記録します。また利用者からの申出があった場合は当該情報を利用者に対して提供します。
- （2） サービス提供に係る記録を契約終了後2年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。ただし、複写に際しては、利用者に対し、実費相当額を請求できるものとします。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

<事業者>

〒933-0014

富山県高岡市野村1355-9

事業者（法人）名 株式会社ハピネス

代表者職・氏名 代表取締役 山村 成文

説明者職・氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

<利用者>

氏 名

署名代行者（又は法定代理人）

本人との続柄

氏 名